

アール・ブリュット
インフォメーション &
サポートセンター

障害のある人の
造形活動に関する
相談対応参考例

はじめに

アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター（略称：アイサ）は、障害のある方が安心と希望をもって創作活動に取り組める環境づくりを目指し、相談支援や人材の育成（研修会）などの事業を行っています。

寄せられる相談は、展覧会の開催にはどんなことが必要か、グッズを制作するにあたり、作者とどのようなことを取り交わせばいいかなど、どの現場でも悩んだり、疑問に思うようなことが大半です。どのように考え、どのように対応すればよいか、困ったときに手に取っていただけるよう、寄せられた主な相談とその対応を1冊にまとめました。

ぜひ本書を、障害者の文化芸術活動とその支援現場でご活用ください。

2019年3月

社会福祉法人グロー(GLOW)～生きることが光になる～
アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター

よく寄せられる相談とその対応について

事例1	作品取扱規程の作成について	4
事例2	利用者の作品を施設内で展示するのに必要な手続きについて	5
事例3	作者への出展依頼について	6
事例4	アール・ブリュットの展覧会の開催方法について	7
事例5	実在する人物やキャラクターが描かれた作品の展示について	8
事例6	美術の図版集への作品写真掲載について	9
事例7	作品画像の映画パンフレットへの掲載について	10
事例8	アール・ブリュットのコラムに関する作者への取材依頼について	11
事例9	作品の売買に関する作者の意思確認について	12
事例10	作品の二次利用や売買に関する契約書の作成について	13
事例11	作品の二次利用や売買に関する金額設定について	14
事例12	第三者に作品が不当に利用されているというトラブルについて	16

参考様式

様式1	作品取扱規程	18
様式2	作品取扱規程の合意書	21
様式3.4	出展依頼書、承諾書	22
様式5.6	画像掲載依頼書、承諾書	23
様式7	著作物利用許諾契約書	24
	著作物利用許諾契約書 別紙記載例①、②	26
	著作物利用許諾契約書 別紙記載例③	27

作品取扱規程の作成について

相談者 | 障害福祉施設

相談概要

生活介護事業で造形活動を行っている障害福祉施設で、あるデザイナーから利用者の絵を使ってグッズをつくりたいと持ちかけられました。グッズ販売で得られた収益をデザイナー、利用者、施設でどのように配分すればよいかと相談を受けました

アドバイザーの対応

著作権等保護ガイドラインの紹介

滋賀県が平成23年度に作成した「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等保護のための指針～著作権等保護ガイドライン～(以下、ガイドライン)*」を紹介しました。これは障害のある人が作者として著作権等を保護され、安心して造形活動に取り組むことができる環境を目指して、障害福祉施設が適切に作者を支援するための指針です。著作権や所有権の基礎知識、著作権等を持つ人の承諾が必要な行為、収益が発生した場合の対価の支払い、作品の保管や取り扱いなどが説明されたもので、造形活動を行う障害福祉施設に対して、あらかじめその施設における著作権等の取り扱いに関する方針を定めた「作品取扱規程」(P.18～20)を定めることを推奨しています。

権利保護に関する相談への対応

後日、ガイドラインを読んだ担当者から改めて相談がありました。主な内容は、作品と製品の違い、著作権使用料の価格設定などでした。作品と製品の違いについてはガイドラインを参照して説明し、著作権使用料については過去の相談対応で知った参考例を紹介しました。それからも複数回にわたって相談が続き、作者と支援員の共同著作物にあたるものの判断基準や近隣で知的財産権に詳しい弁護士の方の探り方、作品取扱規程の具体的な文言の確認などにつ

いて相談を受けました。共同著作物については、弁護士に適宜相談しながら情報提供を行い、作品取扱規程の文言については法律の専門的な話になるため弁護士や弁護士への相談を勧めました。自治体で行っている法律無料相談の窓口をご案内し、弁護士の探し方については県の弁護士会に相談してみるのが良いと情報提供をしました。それから数ヶ月後、「作品取扱規程」を完成されたと連絡を受けました。

ポイント

- 障害福祉施設から作者の権利保護等に関する相談を受けた場合は、ガイドラインを参照しながら対応する
- 著作権や所有権の帰属が定まっていない状態で作品を利用しようとしているときは、作品取扱規程の作成を案内する
- 権利保護に関する相談で過去の事例を参考に答えられない法的な解釈を要することについては、弁護士に適宜相談してから改めて相談者に回答する

* 滋賀県ホームページ
<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kenkouiryoku/hukushi/syougai/fukushi/16403.html>

利用者の作品を施設内で展示するのに必要な手続きについて

相談者 | 障害福祉施設

相談概要

施設内でつくられた作品の展覧会を開催するために、利用者（作者）に出展の同意を得たいと相談を受けました。作品の著作権や所有権を誰が有しているか、施設と利用者の中で取り決められていない状況でした。

アドバイザーの対応

著作権等保護ガイドラインの紹介

参考資料として、「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等の保護のための指針～著作権等保護ガイドライン～(以下、ガイドライン)」(平成23年度滋賀県が策定)を紹介しました。ガイドラインには、著作権や所有権など作品に関する権利や成年後見制度の説明、作者の権利擁護についての指針がまとめられています。このなかで紹介されている「作品取扱規程」は、利用者（作者）と障害福祉施設との間で、作品の著作権や所有権の帰属や出展、販売、二次利用等を行う場合の取り扱いを定めたもので、今回のケースでも、この規程を整備することで、今後の造形活動および作品の利用行為において、作者の意思確認を円滑に行えるようになると勧めました。

収益配分の参考となる情報を紹介

ガイドラインを読んだ方の多くは、「このようにしたほうが良いと思うけど、実際に自分の施設にそのまま当てはめて運用することは難しい」という反応を示されます。今回の相談者からは、「ガイドラインでは、収益が発生した場合、必要経費を差し引いた額をすべて利用者に支払うとあるが、生産活動のなかで制作しているのでこの通りには支払えない現状がある」と言われました。これに対して、ガイドラインを参照しながらも、活動実態に合う内容を

よく協議して取り決めることが大事だとお伝えしました。参考情報として、作品取扱規程を整備している施設の収益配分割合を実例としてご紹介しました。

約10か月後、施設内で協議を重ねて、作品取扱規程とその同意書、作品展示の同意書、作品二次利用（著作物利用）の承諾書を作成されたとの連絡を受けました。

ポイント

- 著作権や所有権の帰属が定まっていない状態で作品を利用しようとしているときは、作品取扱規程の作成を案内する
- 収益配分の考え方については、ガイドラインを参考に回答することと併せて、他の福祉施設の実例を複数紹介することで検討材料としてもらう

作者への出展依頼について

相談者 | 財団法人

相談概要

財団法人Xからある作者の作品を展覧会に出展したいため連絡先を教えてほしいと相談を受けました。展覧会はXが任意団体Yに業務委託して開催されるものです。

アドバイザーの対応

作者側に伝える情報を整理

作者に連絡先を教えて良いか確認するには出展依頼の内容を伝える必要があります。作者に分かりやすく正確に伝えられるように、Xに展覧会の企画書を用意してもらうよう求めました。企画書には①展覧会名、②開催趣旨、③会期、④会場、⑤出展者名、⑥借用希望の作品、⑦観覧料、⑧実施体制、⑨問合せ先を明記してもらうように伝えました。またその後に必要な書類として出展依頼文の用意もお願いし、そこには(1)展覧会名、(2)会期、(3)会場、(4)借用希望作品、(5)借用期間、(6)作品借用料、(7)作品チラシや図録等の印刷物作成の有無、(8)作品輸送にかかる往路、復路の手段、(9)作品借用料の支払い時期を記載することを伝えました。Xは書面などの手続きを行い、作品展示に関する対応はYが行うため、XとYとアイサはメールを共有するかたちでこれらの連絡を取り合いました。またXとYには複数の担当者がいるため、窓口が一本化できない状態だったことから緊急時以外はメールで連絡をして全体での共有をし、記録が残るようにしました。

作者への連絡

作者にメールで企画書と依頼文を送った後に電話で経緯と内容の詳細を説明しました。今後の流れとして、Xから出展依頼文の原本が郵送され、作者から作品を宅配便で送ってもらうことになると伝え、Xと直接やり取りをしてもらうことで良いか（なに



か不安があればアイサが間に入ることもできる）と説明しました。後日メールで内諾の連絡を受け、その際に引き続きアイサに間に入ってほしいと依頼されました。

出展依頼と作品輸送

作者に了承いただき、出展依頼文はXから直接作者宅に送ってもらいました。その頃Yから作品の選定と輸送方法について連絡を受けました。作品については「あまり大きすぎない作品のリストを送ってほしい」と言われたため、具体的な規格や目安を教えるように求めました。同じくYから、作品の送付先、宅配会社や到着日時の指定について細かく指示を受けたため、それらの情報を書面に整理し、作品の梱包方法について参考になる情報と併せて作者に送りました。

作者紹介文の確認

Yから展示会場に掲示される作者紹介文の内容確認について依頼を受けました。内容を確認すると刺激の強い表現や気になる言い回しがあったため、作者には「修正してほしい部分は気兼ねせず教えてください」と書き添えてメールをした後に電話で気持ちを伺いました。作者はYへの遠慮から修正を言いくさそうでしたが、「大丈夫ですよ」と伝えると修正したいということになりました。作者の意向を伝えて修正してもらい、無事に展覧会が開催されました。

ポイント

- 大切な内容は書面も併せて伝える
- 共有と記録のためのメール、細かなニュアンスを確認するための電話と連絡方法を使い分ける
- 依頼者側からの曖昧な表現を明確にする
- 作者側の気持ちを丁寧に汲み取る

アール・ブリュットの展覧会の開催方法について

相談者 | 障害福祉施設

相談概要

ある社会福祉法人からアール・ブリュットをテーマにした展覧会を開催したいと相談を受けました。会期、会場、依頼したい作者は数名決まっているものの、初めての試みなこともあり、展覧会を開催するにはどのような準備が必要かについて一般的なアドバイスを求められました。

アドバイザーの対応

展覧会開催までの流れを説明

展覧会の開催までは大まかに、企画書の作成、作者への出展依頼、チラシ等の印刷物作成、展示仕様の作成・業者発注、展示設営などの作業工程があることを説明しました。

企画書の作成

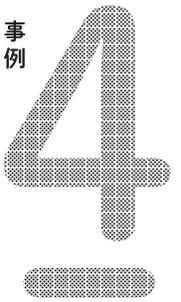
企画書に必要な情報は、展覧会名、会期、会場、開館時間、入場料、実施体制（主催、後援など）、出展者、出展作品、関連イベント、主催者連絡先などがあることを伝えました。

アートディレクターの紹介

今回は、企画からどなたか外部の方をお願いしたいとのことだったので、外部のアートディレクターをご紹介しました。後日、依頼者とアートディレクターの間で協議がなされ、出展を依頼する作者が決定したと連絡が入り、これらの作者へ依頼するにあたって改めて相談を受けました。

出展依頼

作者に依頼するには、展覧会の企画書と出展依頼書（展覧会名、会期、会場、借用作品、借用期間、作品借用料、実施体制などを示した文書）が必要です。口頭での手続きでは両者の認識や解釈の違いか



らトラブルになる可能性があるため、出展契約について書面で手続きをされたほうが良いと助言し、参考になる様式を提供しました。また、展覧会チラシなどの印刷物を作成する際には、事前に作者に表記内容を確認してもらうように伝えました。

ポイント

- 企画書や出展依頼文など重要な内容は書面にまとめて説明・依頼し、認識や解釈の違いから起こるトラブルを防ぐようにする
- 展覧会をつくることのできる、創作活動のアドバイザーができるなど様々な場面で活躍する人材の情報を収集しておき、適宜繋げられるようにする

実在する人物やキャラクターが描かれた作品の展示について

相談者 | 障害福祉施設

相談概要

障害福祉施設Xから、①芸能人をモチーフにした貼り絵 ②アニメキャラクターを模倣した絵について、公募展に出展して差し支えないか相談がありました。後日、公募展の事務局Yからも、Xから同様の問い合わせがあったとの相談を受けています。

アドバイザーの対応

著作権等の情報提供

障害福祉施設 X に対して、以前に同様の相談があった際に弁護士から聞いた話として、下記のとおり伝えました。

①芸能人をモチーフにした作品の展示

名前と肖像を商品としている芸能人について、その人を中傷するような内容で描かれていたり、その作品を利用して収益を得るといったことがされない限り、権利侵害として訴えられる可能性は低いと思われませんが、リスクが無いと断言はできないことを伝えました。このことを勘案した上で、出展するかどうかを、作者と事業所で相談して決めてはどうかと伝えました。

②アニメキャラクターを模倣した絵の展示

キャラクターの著作権を管理しているプロダクション等があるため、模倣した作品を著作権者への確認無しに公表するのは控えた方が良く、著作権者に許諾を得れば問題ないという話をしました。以前に、同様のケースで、著作権者に許諾を得て作品を展示した障害福祉施設があることも伝え、諦めずに確認してみてもどうかと伝えました。

創作活動でのモチーフ選びに関する情報提供

公表する可能性のある作品の創作を支援する場



合、例えば、外出時に外での様子を写真に撮ってそれをモチーフにするなどして、他者の権利（著作権、肖像権、商標権など）を侵さないような材料やモチーフが選べるように働きかけてみてはどうかと伝えました。それでも既存のキャラクター等を描きたい人もいると思うので、その場合は、上記のような対応を行うことになることも説明しました。

後日、公募展の事務局YがXから同様の相談を受けてアイサに相談してこられたため、上記回答をお伝えしましたが、それに加えて、以前、ある都道府県主催の公募展で、入選作品がアニメキャラクターの模倣であることが発覚し、受賞者からの辞退の申し出を受け入れて、審査結果が取り消されたという当時のニュース記事を案内しました。この件を受けて、その公募展では、以降の応募要項に「第三者の肖像権、著作権およびそのほかの知的財産権に抵触する作品は審査対象外とします。これらの権利を侵害するものと認められる作品は、入選決定後でも入選を取り消すことがあります」という項目が追加明記されたことを伝えました。

ポイント

- 模倣して制作した場合や、他者の著作物から二次創作を行ったものを公表する場合、原則として許諾を得なければならない
- 著作権侵害については、著作権法の解釈がモチーフによって異なるため、必要に応じて弁護士に確認してから回答・助言する
- ダウンロードフリーもしくは著作権フリーと記されていても、利用をどこまで認めているかは不明確であり、複製については私的利用の範囲内で許可していると考えるのが妥当である

美術の図版集への作品写真掲載について

相談者 | 出版社

相談概要

某出版社から、日本美術の図版集を発行するにあたり、9名のアール・ブリュット作品について作品写真を掲載したいと問合せを受けました。そのうち6名について連絡先が分からないため繋いでほしく、また写真のデータも提供してほしいと希望がありました。

アドバイザーの対応

作者と作品写真の撮影者に伝える情報を整理

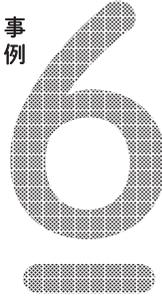
作者と撮影者に連絡を入れるにあたり、図版集発行の企画書を用意していただくことになりました。そこには①タイトル、②概要、③発行予定日、④発行部数、⑤価格、⑥発行元、⑦写真の掲載方法（カラーor白黒）、⑧掲載を希望する作者と作品、⑨掲載料の有無及び成果物（完成した図版集）の提供の有無、⑩問合せ先（事務局）を記載していただくよう伝えました。

作者と作品写真の撮影者へ連絡

各作者と撮影者に図版集の企画書をお送りして、電話で依頼の経緯と内容を説明しました。内諾を得ると同時に、以降は出版社から直接連絡を入れてもらって良いか確認しました。アイサに間に入って欲しいと言われる作者がほとんどであったため、掲載作品の情報（タイトル、制作年、素材など）や作者の紹介文の確認等もアイサが仲介しました。撮影者については、出版社から直接連絡をしてもらって良いとのことで連絡先を出版社に伝えました。

写真の掲載依頼文を作者と撮影者へ送付

出版社に写真掲載の依頼は書面で承諾を得た方が良くと勧めたところ、依頼文の様式を提供してほしいということだったため、参考となる様式をお送り



しました。

作品写真に添える情報の確認

作品写真には、タイトル、制作年、素材、サイズ、作者の紹介文が併せて掲載されるということで、それらの内容を作者側に確認を取りました。作者側から修正があった内容を出版社に伝えました。作者から紹介文について「気になる言い回しもあるけど、修正はしなくても良い」と聞いたところがあり、出版社には「作者はこういう理由から少し気になるようですが修正してほしいということではないということ。ただ、執筆者に今の内容を伝えて再考いただけませんか？」と伝えました。結果、修正はされませんでした。約3か月後、図版集は完成しました。作者はそれで良いとのことでしたが、修正してもらったのではないかと感じました。

ポイント

- 作者への依頼内容を伝える際と承諾を得る際には書面の取り交わしをする
- 作者と依頼者の仲介をする際、作者の気持ちを聞き取り、状況によっては作者が言いにくいことを代弁して伝える対応も求められる。一方で行きすぎた対応になる危険性もあるため、作者の気持ちを丁寧に汲み取り、内部でもよく協議した上で対応することが必要である

作品画像の映画パンフレットへの掲載について

相談者 | 企業

相談概要

企業Xからアール・ブリュット作品の画像を映画パンフレットに掲載したいと相談を受けました。掲載を希望された作品は複数あり、それぞれの作者と作品の撮影者への画像の使用許諾を取るために、作者へ繋ぐことになりました。

アドバイザーの対応

映画とパンフレットの詳細を確認

作者と撮影者に連絡を入れるために必要な情報を整理するため、映画とパンフレットの詳細を確認し、それらを企画書にまとめて送ってもらうことにしました。パンフレットの詳細については、内容や発行部数、販売価格、作品画像の掲載方法（カラーもしくは白黒）、掲載を希望する作者と作品、掲載料の有無、成果物（完成したパンフレット）の進呈の有無等も入れてもらうようにしました。また、パンフレット製作段階で、画像の使用内容（トリミング等の改変があるため）を確認させてもらえるかどうかを確認しました。（確認できるということでした）

作者と撮影者への連絡

作者と撮影者に企画書を送り、後日、電話で依頼内容について説明を行いました。この段階で、許諾の向きを確認できたため、承諾される場合には、直接、企業から連絡をしてもらうことで良いか確認しました。直接やり取りをすることで良いという方とアイサに間に入って欲しいという方がいたため、それぞれ対応することとしました。

依頼文の様式を提供

企業に作者の許諾がすべて取れたことと、直接連絡をしていただく方については連絡先を伝えました。依頼文を用意していただくことになり、アイサ



アール・ブリュットのコラムに関する作者への取材依頼について

相談者 | 新聞社

相談概要

ある新聞社の記者からアール・ブリュットに関する記事を連載するため、アール・ブリュットの作者のことやアール・ブリュットに関連する社会の動きについて情報提供を求められました。また、特定の作者へ取材依頼をしたいと相談を受けました。

アドバイザーの対応

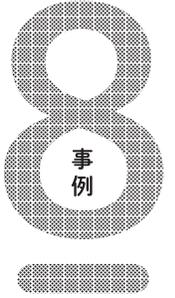
情報提供

アール・ブリュットに関する近年の動きや、当法人で運営しているボーダレス・アートミュージアムNO-MAの活動についてご説明しました。また、過去に開催された展示会の図録や関連書籍などをめくりながら、「陶の作品をつくる県内在住の人はいるか？」「この作者はどのように制作されるのか？」「60歳以上のアール・ブリュットの作者はいないか？」などの質問を受けて作者や作品をご紹介しました。そのなかである作者に取材をされたいということになりました。

記者と作者を繋ぐ

これまでにアイサやNO-MAの事業で連絡を取ったことがある方だったため、アイサから作者に連絡を入れることになりました。その際に必要な情報として、掲載媒体の概要（タイトル、写真撮影の有無、写真の掲載方法（作者or作品、白黒orカラー、トリミングの有無など）、掲載日、作品写真掲載料の有無および成果物の提供の有無）を確認しました。

作者（家族あるいは施設担当者）に連絡を入れ、記者からの依頼内容を伝えました。写真撮影をされる場合は、作者によっては写真を嫌がる方がいたり、プライバシー保護のため撮影を拒否される方もいるので、その確認もしました。取材内容を概ね了承いただき、その後は記者と直接連絡を取り合うことで



良いということだったため、都合の良い連絡先・時間帯を確認し、記者に伝えました。作者の障害特性によっては取材時に配慮が必要な場合もあるのでその確認も併せて行いました。

その後、記者から取材の依頼文書が作者に送付されました。取材の後、過去にカメラマンに撮影してもらった作品写真をNO-MAから提供してほしいと依頼があったため、掲載する際に表記する情報（作品名、作者名、サイズ、制作年、素材、撮影者名）について確認しました。作者に取材依頼するために確認したように、写真の掲載方法や掲載料の有無についても伺いました。それらの内容を作者と写真撮影したカメラマンに伝えて承諾いただき、写真を提供しました。

ポイント

- 相談者によっては「アイサで候補者を挙げて下さい」と言われることがあるが、中間支援を行う立場として特定の作者を選定することはせず、情報提供の上で相談者側に選定してもらう
- 取材に不慣れな作者が不安にならないよう懸念される情報を事前に確認して、取材側に確認しておく

作品の売買に関する 作者の意思確認について

相談者 | 障害福祉施設

相談概要

創作活動の講師から、利用者の作品を購入して自身の経営する飲食店に飾りたいと打診があったことについて、作品の販売をしたい場合はどのように対応すれば良いかと相談を受けました。

アドバイザーの対応

障害福祉施設の作品取扱規程の内容を確認

作品取扱規程には、著作権は利用者に帰属し、所有権は基本的に施設に帰属するが、材料費を著しく超える評価を受ける場合は利用者に所有権は帰属するとあり、今回は作者に所有権が帰属するということを確認しました。出展や二次利用で得た収益は著作権者が収入するが、販売で得た収益は所有権者が収入するということ（作者に所有権がある場合、材料費を控除した額が作者に支払われる）。利用者の作品利用や販売などの際には障害福祉施設が契約などの支援を行うということも記されていました。

作者の意思を確認する方法を検討

普段、作者は簡単な単語での受け答えであり、文字で読み書きして理解されるという様子も見なかったため、作品売買（所有権が譲渡され対価を得る）について、内容を理解して意思表示してもらうのは難しいのではないかとのことでした。作者の意思確認がどのように行えるか、アイサが障害福祉施設を訪問して作者と会話をしたり、支援員から話を聞くなどしながら方法を検討しました。

意思確認の段階について

- ①作品をあげること（自分のものではなく、相手のものになる）
- ②作品をあげることで対価を得ること（作品の代償としてお金をもらう）



③対価が作品の価値に見合っているか

以上3段階のどこまでを理解していただけるかを試みました。

意思確認の方法を検討（配慮したところ）

①環境設定

話集中できる落ち着いた室内で、作品を用意した机で話をする。

②伝える方法

視覚的に分かりやすいように、創作活動の講師が作品を指さし、作品が欲しいことを伝える。

作者は質問に同意しがちな傾向があるということだったため、「はい」「いいえ」ではなく自発的に「あげます」「あげません」と答えられるような問い方にする。

以上のことを基に作者、購入希望者のほか、障害福祉施設担当者とアイサが立ち会う形で作者に購入の打診をすることにしました。いくつかの聞き方で確認したところ作者からは「あげます」という返事が複数回あったため、作品を譲渡する意向があると判断されました。次は家族への説明と意向確認をしていくことになりました。

ポイント

- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（厚生労働省ウェブサイトで閲覧可能）を参考に、意思確認の方法を検討する
- 意思確認の方法について、作者のことをよく知る支援者や家族とも相談する
- 意思確認のプロセスは複数の人で立ち会い、記録を残しておく

作品の二次利用や売買に関する 契約書の作成について

相談者 | 障害福祉施設

相談概要

障害福祉施設Xの利用者の作品について、Y（個人）から画像を使用したい（あるいは作品を購入したい）との希望がありました。利用者側に確認したところ応じるという回答が得られたため、手続きを進めたいが、手続きをする際に気をつけることはあるか。契約書を作成したいがどうすればいいかと相談を受けました。

アドバイザーの対応

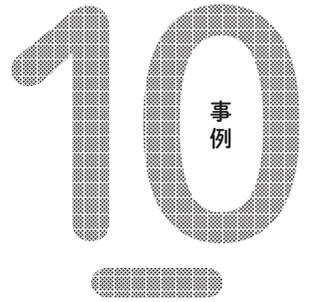
作品の著作権や所有権の帰属先が

整理されているか確認

滋賀県が策定した「障害福祉サービス事業所の造形活動における作品の著作権等保護のための指針～著作権等保護ガイドライン～」をもとに、作品の著作権や所有権について説明しました。また、Xの活動で制作された作品を施設内でどのように扱うかについて、利用者との間で合意が取れているかを確認しました。合意が取れていない、あるいは口頭での確認のみであれば、きちんと書面を取り交わすことをお勧めし、上記の著作権等保護ガイドラインに掲載されている「作品取扱規程」の様式が参考になると案内します。（この事例では、書面での確認はできておらず、著作権も所有権も利用者本人にあり、Xは利用者の窓口を務めていると仮定します）

利用者側の意向について確認

利用者側に確認済みということですが、それは利用者本人か利用者の家族、あるいは後見人の回答なのかを確認しました。利用者自身がどのように自分の作品を扱われるか十分に理解していて、言葉や指さしなどで明確に表示されていれば問題ありません。もし判断能力が十分でなく意思確認が難しいようであれば、本人が意思決定できる環境の設定や方法を



検討して丁寧に対応する必要があります。本人の意思確認に加えて、家族への説明や確認も行っておくことが良いでしょう。

契約書の作成について

口頭での確認の場合、認識や解釈の違いからトラブルが起こる可能性が高いため、作品画像の使用であれば著作物利用許諾契約を、作品の購入であれば作品売買契約を結ぶ方法もあると案内しました。アイサで過去に対応した時に入手した契約書の様式があるため、それをあくまで参考として提供し、今回のケースに合う内容に加筆・修正して使うこともできることも併せて案内しました。また、文化庁のウェブサイトで「誰でもできる著作権契約マニュアル」が閲覧できることも伝えます。法律の専門的な内容になる場合には弁護士や弁理士への相談をお勧めします。（①地域の弁護士会に連絡して、知的財産権に詳しい弁護士を紹介してもらう。②各自治体で設定されている無料相談窓口があれば案内する。③アイサで定期的に相談している弁護士に聞くこともある）

ポイント

- 安心して手続ができるよう、Xと利用者Yの間でできるだけ事前にコミュニケーション（なぜ画像を使用したい、あるいは作品を購入したいのかなど）を取っておく
- 利用者の意思確認については、支援者や家族など複数の人がそのプロセスを共有し、どのように確認を取ったか記録に残しておく
- 契約書を作成する場合には、弁護士や弁理士に相談することが望ましい

作品の二次利用や売買に関する 金額設定について

相談者 | 障害福祉施設

相談概要

障害福祉施設Xの利用者の作品について、Z（個人）から画像を使用したい（あるいは作品を購入したい）と希望され、利用者も画像の使用（作品の購入）について進めたいと言っている。契約書も作成して利用者とZの確認も終わっているが、使用料（販売価格）がまだ決定していない。どのように決定すればいいかと相談を受けました。

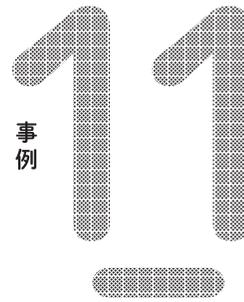
アドバイザーの対応

利用者もしくはZから希望価格が出てきているか確認

作品の価格は両者の合意の上で決定されるものなので、この金額にしないといけないというものはありません。まずはどちらかに希望額があるか確認し、もしあるようであればその金額で相手方に打診することになります。たまに、作者側から「作品を使ってもらえて（買ってもらえて）有り難いから無償でも良い」と言われることがありますが、その際は作品の価値を正しく認識してもらうためにも一定の対価は受け取るほうが良いのではないかとお伝えしています。しかし、作品画像の使用に関しては、その媒体に掲載されることで多くの人に知られるメリットがあると考えて無償で掲載を許可されるケースもあるため、一概に有償であるべきとは言えません。相談毎に状況が異なるため、相談者の思いをよく聞き取り対応することが求められます。

参考となる価格例を情報提供

両者から希望価格が出てきていない場合、もしくはどちらかから提案された額に不安や違和感がある場合には、アイサが把握している情報を参考にお伝えします。



事例

作品売買について

単価表をまとめている団体もあるため、それらをインターネットから情報収集して参照します。また、アイサで過去に対応したケースでは、掲載内容、サイズや色（白黒・カラー）などによっても変わり、書籍や雑誌の掲載についても3000円から3万円程度と幅がありました。グッズへの使用の場合は、著作権使用料としてグッズ販売価格の3～5%程度の場合もあれば、20～30%に設定している団体もありました。

今回の相談に対しては、以下の通りアイサで過去に聞いた金額設定の情報を伝えて検討材料にしてみました。

ギャラリー運営者から聞いた話

新人アーティストが初めてギャラリーで個展開催する際は1点5万円程度の値を付けることが一般的ということ。

日本のアール・ブリュット展に

頻繁に出展されている作者のケース

海外で展示される前は東京の画廊で300×400mm位の絵画を10万円で販売。海外展以降は25万円位の値が付いたが販売はしなかった（以降も販売はしていない）

初めて出展した展覧会がきっかけで

作品を売買された方のケース

身体障害のある作者で、施設のアトリエ講師らに相談しながら、最終的にはご自身で145×190mm位の絵画を1万2000円、300×400mm位の絵画を2万2000円で販売することを決められたということ。

その他

作者の出展歴や作品の制作数、制作に費やす時間、

材料費、今後その方が制作できる点数の見込みなどを考慮するのはどうかと伝えました。

ポイント

- アイサは中間支援組織のため、こちらから金額を示すということではなく、あくまで両者の合意によって価格は決定される。もちろん安い価格が良いということではなく、適正な価格に設定されるために、必要な情報を提供することが求められる
- 販売価格については、様々な考え方がるため金額の妥当性を判断する際には美術関係者の助言を得ることが必要である

第三者に作品が不当に利用されている というトラブルについて

相談者 | 障害福祉施設



相談概要

あるギャラリー X が作者 Y の作品を複数点所持しており、自身のギャラリーで展覧会を開催したり、複製品をホームページ上で販売している様子があるため、作品を取り戻したいという相談を受けました。

アドバイザーの対応

詳細を伺ったところ、X は過去に何度か Y の作品のことで所属施設に連絡をしてきていましたが、施設職員は作品を渡したり販売した事実はなく、どのように作品を入手したのかは不明ということでした。その後、X から作品が返却されましたが、それが全ての作品かを施設職員が確認したところ、「一部は、今後然るべき学芸員などに見てもらおうと思って（自分の手元に）保管してあげているのに何でそんなことを言うんだ！」と逆に怒りをぶつけられたということでした。アイサは本件について、残りの作品の返却、複製画の勝手な販売を差し止めるための解決策を弁護士に相談しました。X がコミュニケーションを取りにくい相手であることもあり、第三者の弁護士に入ってもらい、X に内容証明郵便を送ることが一番良いのではないかとアドバイスをいただきました。内容証明郵便を受け取ると、X は作品を所持している正当な理由を証明する必要があるということでした。法テラス弁護士事務所の無料相談や各自治体が運営する相談窓口「障害者110番」に相談してみるのはいかがでしょうかという情報も併せて、Y の所属する施設職員に伝えました。

ポイント

◦ 中間支援として対応が難しいものについては、すぐに弁護士に相談するよう案内する（法律の専門的な対応が必要になる場合は、中途半端に対応を

してはいけない)



造形活動における作品の取扱規程

造形活動における作品の取扱規程

この規程は、利用者が〇〇事業所の活動で制作した作品の所有権や著作権の帰属、出展・二次利用時の利用者の承諾、販売等で収益があった場合の利用者への対価の支払い、作品の保管等の取り扱いについて定めるものです。

1. 所有権および著作権の帰属

利用者が〇〇事業所の活動で制作した作品の所有権の帰属は、利用者、家族等と話しあい、利用者との間で合意をとって定めることを原則とします。また、著作権は利用者に帰属することとします。ただし、複数の利用者で共同制作した場合や、事業所の職員が作品の形状や色彩などの創作性に関わる支援を行った場合には、複数の利用者間、または利用者と事業所の間での共有となる場合があります。

2. 出展や二次利用時における利用者の承諾

利用者に対し、展覧会や公募展の出展や、カレンダーやポストカードなど作品の二次利用に関する外部からの申し込みがあった場合に、その都度、規格の趣旨や内容、開催場所や期日等を利用者、家族等に明確に伝え、利用者の承諾が得られた場合のみ出展展示や二次利用を行います。また、出展の際の氏名、制作歴の表示形態や二次利用における複製、作品の改変等の可否について、利用者または家族等に確認し、利用者の承諾を得られた方法で展示や利用を行います。

3. 障害福祉サービス事業所の支援

作品の所有権が「利用者」または「事業所」に帰属する場合によって対応が異なります。次の①、②のいずれかを選択して、規程に盛り込んで下さい。

(①所有権が「利用者」に帰属する場合)

作品の展示、販売、二次利用等の際に、事業所が窓口となる場合は、利用者の承諾を得た上で、作品の取り扱いに関する〇〇等*について、〇〇事業所がその手続きを代行します。

(②所有権が「事業所」に帰属する場合)

作品の出展、販売、二次利用等の際に、利用者の承諾が得られた後、作品の取り扱いに関する〇〇等*を〇〇事業所が対応します。

※事業所として対応できる内容を記載のこと。(例) 契約や準備、発送等

4. 利用者への対価の支払い

「生産活動」「余暇活動等」「職業指導」の活動の種類によって、対応が異なります。次の①～②のいずれかを選択して、規程に盛り込んで下さい。

(①生産活動の場合)

作品の出展、販売や二次利用等により収入が発生した場合、就労支援事業会計のルールに従い、原材料費等社会通念上認められる必要経費を控除した金額を、工賃支給規程により、利用者に支給します。特に、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品が販売されているものと認められる場合には、原材料費等社会通念上認められる必要経費を除いた金額を利用者に一時金等により支給します。

(②余暇活動等の場合)

作品の出展、販売、二次利用などにより収入（原材料費等必要経費が発生する場合はその額を控除した額）が発生した場合には、その収入は利用者に直接支払われることを原則とします。また、二次利用を行う場合は、あらかじめ契約で合意した使用料を利用者に支払います。ただし、事業所が窓口になり収入を受領する場合には、預かり金として、事業所経由で支払います。

※利用者に原材料費等の経費の負担を求める場合、その旨を規程に盛り込むこと

(③職業指導の場合)

作品の出展、販売、二次利用等により収入が発生した場合には、事業所の収入となりますが、原材料費よりも創作活動により生じた価値の方が著しく高い作品の出展、販売等を行う場合、その収入は、利用者に直接支払われることを原則とします。また、二次利用を行う場合は、あらかじめ、契約で合意した使用料を利用者に支払います。



造形活動における作品の 権利にかかる合意書

5. 作品の保管等

〇〇事業所において作品を保管する場合、紛失、破損がないよう大切に管理します。

作品の所有権が「利用者」または「事業所」に帰属する場合によって対応が異なります。次の①、②のいずれかを選択して、規程に盛り込んで下さい。

(①所有権が「利用者」に帰属する場合)

障害福祉サービス事業所が作品を保管する場合には、利用者の承諾なく処分（廃棄を含む）することはありません。また、作品を保管できない場合は、利用者に対し、作品の引き取りや廃棄、事業所への譲渡などの選択肢の中からいずれかを選択するかについて、意向を確認します。なお、意向確認の結果、利用者が作品の引き取りを拒否し、かつ廃棄の承諾をしない場合には、利用者が作品の所有権を放棄したものとみなして、事業所において作品を自由に処分することができるものとします。

(②所有権が「事業所」に帰属する場合)

作品の保管、廃棄等の処分について、事業所の判断で行いますが、作品を廃棄するときや利用者が事業所を退所するときには、利用者に対して、作品の保管、廃棄等の方針をあらかじめ伝えるよう努めます。

6. その他

この規程に定めがない場合、または規程の解釈が不明確な場合の取り扱いについては、その都度、利用者、家族等と話し合い、合意の上で定めます。

付則

この規程は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。

造形活動における作品の権利にかかる合意書（例）

△△(以下「甲」という。)と〇〇(〇〇障害福祉サービス事業所を運営する法人、以下「乙」という)は、造形活動で制作された作品の所有権や著作権の帰属に関して、次のとおり契約を締結します。

記

(所有権)

甲が乙の活動において制作された作品の所有権は、甲（または乙）に帰属します。

(著作権)

作品の著作権は甲に帰属します。ただし、複数の利用者で共同制作した場合や、事業所の職員が作品の形状や色彩などの創作性に関わる支援を行った場合には、複数の利用者間、または利用者と事業所の間での共有になる場合があります。

(契約期間)

本契約の契約期間は1年間とします。なお、期間満了の1か月前までに、双方いずれかにより相手方に対して本契約の終了する旨の書面による通知がない場合は、自動更新とします。

(その他)

この契約に定めがない場合の内容変更がある場合については、その都度、利用者、家族等と話し合い、合意の上、定めます。

この契約の締結を証するため、本合意書を2部作成し、甲と乙が1部ずつ保管します。

平成 年 月 日 甲 住所

氏名

甲の後見人 住所

氏名

※後見人がいる場合は、後見人欄のみに署名してください。

乙 住所

法人名

3

出展依頼書

(作品所有者、著作権者) 様
平成 年 () 月 日
(展覧会主催者)

(企画展名) への作品出展について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は(主催者名)の運営に際し、格別なご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、標記展覧会を開催するにあたり、作品出展のご内諾をいただき、誠にありがとうございます。

つきましては、本書にて正式にご依頼申し上げますので、お手数ですが、別紙承諾書にてご承諾いただくとともに、作品写真および取材への協力に関するご意向につきまして、併せてご記入の上ご返送いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 展覧会名 (展覧会名)
2. 開催場所 (企画展を開催する場所の名称及び住所)
年(平成 年) 月 日 () ~ 月 日 ()
3. 開催期間
4. 出展予定作品 別紙出展リストに掲載している計 点
5. 借用期間 年(平成 年) 月 日 () ~ 月 日 ()
(作品輸送にかかる往路、復路の手段を明記)
6. 作品借料 作品借用料 円
※展覧会終了後、ご指定の銀行口座に支払わせていただきますので、承諾書に支払口座をご記入ください。
7. 添付資料 (1) 出展承諾書
(2) 展覧会チラシ、ポスター、チケット
(3) 作品リスト
(4) 返信用封筒
8. その他 事業報告書に展覧会風景の写真掲載させていただいたこととなりますのでご了承ください。

担当者の連絡先など

出展承諾書

4

(展覧主催者) あり

承諾書

平成 年 () 月 日 日付で依頼のあった(企画展名)への作品出展について、承諾します。

平成 年 () 月 日

ご住所
お名前
成年後見人 印
印

本展における作品写真の使用等に関する意向は、次の通りです。

(あてはまる方に○)	
ウェブサイト、報道、広報印刷物(チラシ、図録等)への作品写真の使用	同意する・同意しない
展覧会に関連する取材(新聞、テレビ、雑誌等)への協力	同意する・同意しない

※指定口座をご記入ください。

(ふりがな)	
口座名義	
(ふりがな)	
銀行名	銀行
口座区分	本店・支店
口座番号	

5

画像掲載依頼書

(著作権者) 様
平成 年 () 月 日
(依頼者、発行元)

書籍『(タイトル)』への作品画像の掲載について (依頼)

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

(書籍の題旨、内容)

つきましては、図版ページに掲載の作品画像も掲載させていただきたく、なにとぞご了承くださいませようよろしくお願い申し上げます。

記

1. 書籍名『(タイトル)』
(以下、書籍の概要を記載)
年 月 発行予定
2. 掲載作品画像
点 「画像タイトル」(使用する画像は別添のとおり)
3. 謝礼

担当者の連絡先など

承諾書

(依頼者、書籍の発行元) 様

平成 年 月 日付で依頼のあった書籍『(タイトル)』への作品画像の掲載について承諾します。

平成 年 月 日

ご住所
お名前
法定代理人 印
印

画像掲載承諾書

6



著作物利用許諾契約書

〇〇〇〇(以下、「甲」という。)、株式会社〇〇〇〇(以下、「乙」という。))とは、甲の創作にかかると別紙1添付の著作物(以下、「本件各著作物」という。))を使用して乙が行う商品化について、本日、以下の通り合意する。

第1条 (本件各著作物の利用許諾)

甲は、乙に対し、本件各著作物を、乙が製造販売する商品(仕様その他の概要は別紙2に記載のとおり。以下、「本件各商品」という。))において使用することを、次条以下に定める条件により、非独占的に許諾する。

第2条 (適法な許諾権限の保証)

甲は、乙に対し、甲が本件各著作物について適法な使用許諾権限を有すること、及び本件各著作物が第三者の著作権を侵害するものではないことを、それぞれ保証する。

第3条 (販売地域)

本件各商品の販売地域は、日本国内に限る。

第4条 (著作物使用料)

乙は、甲に対し、本件各著作物の使用料を、下記の支払条件に従って、甲の指定する銀行預金口座(〇〇銀行 〇〇支店 普通預金 口座番号〇〇〇〇「〇〇〇〇」名義)に振り込む方法により支払う。

(記載例)

金額 製造する商品1個あたり、小売価格の〇〇%
支払時期 製造日の属する月の翌月末日限り支払う。

第5条 (著作権者の表示)

乙は、本件各商品に、下記の表示を行わなければならない。

記

「(〇〇〇〇)」には、著作権者の氏名を入れます。
(年号は、著作物の最初の発行年を入れます。)

© 〇〇〇〇 2017

第12条 (期間満了による本契約終了時の在庫品の取扱い)

乙は、本契約に基づく商品化の権利が本契約の期間満了により消滅した場合に限り、契約期間満了後3ヶ月月間は、同満了時点において乙が保有していた在庫品を頒布することができる。但し、本契約第4条所定の著作物使用料が滞滞なく支払われることを条件とする。

第13条 (権利侵害の場合の対処)

1 乙は、本契約に基づいて取得した商品化の権利を第三者が侵害し、または侵害するおそれが生じたときは、速やかにその旨を甲に報告し、甲の承認を得て、第三者の権利侵害に対し必要な措置を講ずるものとする。
2 本契約に基づいて乙が商品化の権利を行使した結果、第三者とこの間に紛争が生じた場合、乙は、あらかじめ甲と協議の上、乙の責任と費用負担において紛争を解決するものとし、甲に何らの迷惑をも及ぼしてはならない。但し、第三者との紛争が、甲の責めに帰すべき事由に基づくときはこの限りではない。

第14条 (守秘義務)

甲および乙は、本契約期間中であると契約終了後であることを問わず、本契約に関連して知り得た相手方の業務上の秘密を第三者に漏洩してはならない。

第15条 (名譽及びイメージの保持)

乙は、本件各著作物の使用にあたり、甲の名譽及び本件各著作物のイメージを損なう行為を行ってはならない。

第16条 (契約の解除)

1 甲または乙は、相手方が本契約のいずれか1つの条項に違反したときは、相当の期間を定めて催告のうえ、同催告期間内に違反が是正されない場合、本契約を解除することができる。
2 甲は、相手方が次のいずれかに該当する場合、相手方に対する催告手続きを要しないで直ちに本契約を解除することができる。この場合、甲または乙が損害を被ったときは、相手方は滞滞なくその損害を賠償しなければならない。
①支払を停止し、または破産、民事再生、会社更生手続き開始もしくは特別清算手続開始の申立があったとき。
②自ら振出した手形もしくは小切手を不渡りとし、または銀行取引停止処分を受けたとき。

第6条 (画稿等の使用目的の制限)

乙は、甲から本件各著作物の画稿その他の資料の貸与を受けたときは、同資料を、甲の事前の承諾なしに本契約によって許諾された以外の目的で使用してはならない。

第7条 (権利の譲渡等の禁止)

甲および乙は、本契約に基づいて取得した地位または権利を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に譲渡し、またはこれを担保の用に供してはならない。

第8条 (権利の帰属)

1 本件各著作物の使用に伴い、二次的著作物に関する著作権(以下、「二次著作権」という。))が生じた場合、二次著作権は、何らの手続きをも要することなく発生と同時にすべて当然に乙より甲に移転するものとし、本件各著作物の使用によって、乙には何らの著作権も帰属しないことを確認する。
2 前項の場合、乙は、甲に対し、二次著作権に基づく著作権者人格権を一切行使しない。
3 本条の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとする。

第9条 (甲による監修)

1 乙は、本件各著作物の商品化にあたり、事前に甲に対し商品見本を提示し、甲の監修を受けなければならない。
2 前項に基づく監修の結果、甲から乙に対し商品化の態様等に関し指示がなされたときは、乙は、同指示に従わなければならない。

第10条 (報告義務)

乙は、甲に対し、毎月1日から末日までの1ヶ月間の本件各商品の製造及び販売数量を、翌月〇日までに書面にて報告しなければならない。

第11条 (調査への協力義務)

甲が、本件各商品の製造または販売の状況についての確認を求めたときは、乙は、売上台帳及び証拠その他甲の求める必要な資料を開示して、甲の調査に協力しなければならない。

③監督官庁から営業取消、停止等の処分を受けたとき。

④差押、仮差押・仮処分・強制執行もしくは競売等の申立てを受け、または公売処分、租税滞納処分その他公権力の処分を受けたとき。

⑤資本減少・合併・解散・営業の廃止もしくは営業の全部もしくは重要な一部の譲渡の決議を行い、または資産もしくは信用状態に重大な変更を生じたとき。

⑥任意整理手続を開始する旨を対外的に公表したとき。

⑦画稿等の貸与資料を速やかに返還しないとき

第17条 (契約期間)

本契約の有効期間は、平成〇〇年〇月〇日から〇年間とする。なお本契約を更新する場合は、甲乙間で別途協議の上、新たに契約書を作成して行う。

第18条 (協議)

1 本契約の解釈に疑義が生じ、もしくは事情変更が生じたとき、または本契約に定めなき事項に関する紛争が生じたときは、甲および乙は、信義誠実の原則に従って協議のうえ解決を図るものとする。
2 本契約の補足または修正等は、書面をもって実施するものとする。

第19条 (合意管轄裁判所)

本契約に関して紛争が生じたときは、東京地方裁判所のみを第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以上の合意を証するため本書面2通を作成し、甲乙それぞれ署名ないし記名捺印の上、各1通を保有する。

平成〇〇年〇月〇日

甲

乙

別紙2の記載例①
(許諾する利用態様)
下記に該当する製作物に、本件著作物を使用すること。
記
本件各キャラクター : 別紙記載のとおり 本件商品の名称 : 〇〇〇〇 初回製造数量 : 〇〇,000袋 販売価格 : 〇〇〇円 (税別) 発売予定日 : 平成 年 月 日 使用態様 : 本件各キャラクターを本件商品の外袋及び個包装用内袋へ印刷する態様に限る。

別紙2の記載例②
(許諾する利用態様)
下記に該当する製作物に、本件著作物を使用すること。
記
本件各キャラクター : 〇〇〇〇 本件商品の内容 : ①サングラス、②めがねケース、③めがね拭き 本件商品の名称 : 〇〇〇〇 本件商品の仕様・サイズ : 上記①についてはSMLの3サイズ 上記②については〇〇×〇〇×〇mm 上記③については〇〇×〇〇mm 本件商品の初回製造数量 : 上記①については〇〇〇〇個 上記②については〇〇〇個 上記③については〇〇〇〇個 本件商品の販売価格 : 上記①については〇,〇〇〇円 (税抜) 上記②については〇,〇〇〇円 (税抜) 上記③については〇,〇〇〇円 (税抜) 本件商品の発売予定日 : 平成 年 月 日

別紙2の記載例③
(許諾する利用態様)
下記に該当する製作物に、本件著作物を使用すること。
記
乙が自己の責任において製作、発行する製作物のうち、以下のもの。 <ul style="list-style-type: none"> ◦乙の製品カタログ各種 ◦乙の製品用個包装材 (タンボール) ◦業界新聞・業界雑誌への丙の広告 ◦乙の交通広告 ◦乙の本社敷地内の看板 ◦乙の営業車輛及び配送車輛のステッカー ◦乙の展示即売会時のツール (のぼり、スタッフジャンパー、ポスター等) ◦乙の運営するホームページ (http://www.〇〇〇〇) ◦乙の製品に関するノベルティ

アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター
障害のある人の造形活動に関する相談対応参考例

2019年3月31日発行

【制作・発行】

アール・ブリュット インフォメーション&サポートセンター
社会福祉法人グロー（GLOW）～生きることが光になる～法人本部企画事業部
〒521-1311 滋賀県近江八幡市安土町下豊浦4837-2
TEL 0748-46-8118
FAX 0748-46-8228
E-mail artbrut_info@glow.or.jp

障害者芸術文化活動普及支援事業連携サイト

<http://renkei-sgsm.net/>

【発行責任者】

北岡賢剛（社会福祉法人グロー（GLOW）理事長）

【デザイン】

木谷真人

【助成】

障害者芸術文化活動支援センター運営費補助金（滋賀県）



